資料２

特にご確認、ご意見いただきたい事項を箱書きにしています。

【確認事項】目次構成を変更しました。具体的には冒頭に示していた計画の基本事項を 4 章にして、計画の中身から始めるようにしています。市民が読みやすい構成となっているかご確認ください。

目次

第１章　小金井のみどりのいま 1

1　小金井のみどり 1
2　小金井のみどりのいま　変わりゆく小金井のみどり 3

第２章　わたしたちが目指すみどり 5

1　みどりの将来像 5
2　計画の基本方針 8
3　計画の目標 9

第３章　目標の実現に向けた取組 11

1　取組一覧 12
基本方針１　みどりを守る 14
基本方針２　みどりをつくる 23
基本方針３　みんなで取り組む 34
2　みどりのまちづくり方針 38
3　都市公園の整備及び管理の方針 43
4　生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項 43
5　特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項 43
6　緑化重点地区の施策 43

第４章　計画の基本事項 44

1　みどりの基本計画とは 44
2　計画策定の趣旨 44
3　計画の期間・計画のフレーム 45
4　計画の位置づけ 45
5　計画の対象 46
6　計画の推進体制 47

第１章　小金井のみどりのいま

【確認事項】第１章(現況と課題）は、読みやすいように重要事項のみ端的に示しています。
市民に響く内容となっているか、ご確認ください。

１　みどりのまち小金井

●崖線や河川、公園などのみどりは貴重な財産です

本市は、武蔵野の面影を残す国分寺崖線（はけ）沿いの樹林や湧水、野川の自然や農地、さらに玉川上水沿いの歴史的な景観等、多様で豊かなみどりに恵まれています。

まちの発展とともに、一部のみどりは宅地や事業所に変わりましたが、国分寺崖線などの代表的なみどりを守り、公園や街路樹などをつくることで、都心から近くに立地しながら、豊かなみどりに囲まれた良好な住環境として、多くの人が暮らすまちとして発展してきました。

市民の多くが「小金井市の良い点・自慢したい点」として「みどりや水辺の自然」を挙げる※ように、生活と密接に関わりながら受け継がれてきた小金井のみどりは、小金井の貴重な財産であり、市民の誇りとも言えます。

※平成 30 年に実施された小金井市市民意向調査において、「小金井市の良い点・自慢したい点」の１位が「みどりや水辺の自然」であり、58.7%（n=629（ＭＡ））を占めています。

サクラ満開の野川（フォトコンテスト応募作品）

・国分寺崖線（はけ）は 10 万年以上もの長い年月をかけ、古多摩川が武蔵野台地を削り形成したものです。古くは薪炭林として、生活に欠かせないみどりでした。

・現代においては、小金井を代表する風景、生き物の住処など、**役割は変わりましたが、私たちの暮らしに活力やうるおいを与えるみどりとして、欠かせないもの**となっています。

・市内には３つの都立公園（小金井公園、野川公園、武蔵野公園）のほか、２１５の公園・緑地等があり、これらの合計は市内の緑被面積※の約 25%を占めます。

・**公園のみどりは野川のみどりと並んで市民に愛される、小金井自慢のみどり**です。

※緑被面積：樹木･樹林地、草地及び農地で被われた土地の面積のこと。

・玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路です。その後しばらくして、花見の人出による地域の活性化を期待し、全国のヤマザクラが植えられました。現在の名勝「小金井（サクラ）」の始まりです。

・一時、サクラの衰退が見られましたが、**様々な取組みの甲斐あってかつての景観の復活が進んでいます**。

・住宅地に農地、社寺林・屋敷林、大学が点在している点も、小金井市のみどりの大きな特徴です。

・こうした**身近なみどりは、市内の緑被面積の約 70%を占め、小金井のみどり豊かで良好な住環境の維持・創出に大きく貢献**しています。

2　変わりゆく小金井のみどり

本市のみどりは、住宅都市としてのまちの発展とともに時には姿を変えながらも、長年にわたり大切に守り継がれてきました。

しかし、近年そのみどりやみどりを取り巻く状況に変化が生じています。

●10 年間で約 40ha のみどりが減少しています

近年はみどりの量（緑被地※）が減少しており、前回調査を行った平成２１年から１０年間で、４０.５３ha 減少しています。これは小金井公園の面積のおよそ半分、東京ドーム約８.５個分にあたります。

10 年間のみどりの減少量 40.53ha　≒　**小金井公園の面積（約 80ha）の半分**

減少した緑被地を具体的にみると、「樹木・樹林地」が最も多く、はけを含む市内全域において小規模な緑被地が多数消失しています（消失した「樹木・樹林地」の箇所数のうち約６割は５０m^2以下の「樹木・樹林地」でした）。

※緑被地：樹木･樹林地、草地及び農地で被われた土地のこと。

「農地」の消失も多く、宅地へ転用されている例が多く見られます。特に「農地」のうち、「生産緑地*」については、2022 年に大半の生産緑地が指定後 30 年を迎えることから、生産緑地の一斉解除や農地以外への転用等が全国的に懸念されています。

凡例	[a] 平成 21 年度 （ha）	[b] 令和元年度 （ha）	[ｂ]-[ａ] 増減（ha）
樹木･樹林地	228.76	207.05	△21.71
草地	68.62	65.66	△2.96
農地	83.93	68.07	△15.86
合計	**381.32**	**340.79**	**△40.53**

*：良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地のことであり、指定することで営農継続義務が生じる代わり、固定資産税の減免措置等を受けられる。指定期間は 30 年となっており、制度創設時、急速に指定を行ったため、2022 年に一斉解除が懸念されている。

●みどりに期待される役割がさらに大きくなっています

ヒートアイランド現象の深刻化、災害の激甚化、超高齢化社会への突入、コミュニティの希薄化、生物多様性の保全など多様化する社会的課題に対して、みどりは、冷涼な環境の提供、火災時の延焼防止、水害軽減、防風、健康づくりのフィールドや地域活動の場としての利用、生き物の住処など、都市をより豊かに、快適にするための基盤（インフラ）として、様々な役割が期待されます（このような考え方をグリーンインフラといいます）。

グリーンインフラの考え方のみならず、SDGs 等世界的規模での課題・要請に対して、みどりがそれぞれの役割・機能を発揮できるよう、適切なみどりの保全・管理が求められています。

第２章　わたしたちが目指すみどり

1　みどりの将来像

●住宅都市にふさわしい質の高いみどりを創造します

これまでみどりの量を確保することが重視されてきましたが、自然災害リスクの高まり等に対応した持続可能な社会形成のため、都市の中にあるみどりの在り方を見直す必要があります。

住宅都市の中のみどりは、自然のままに任せた空間ではなく、人の手が定期的に加えられ、適正に管理された安全・安心で快適な場所として存在しなければなりません。特に樹木には定期的な剪定や伐採、植え替えが必要であり、狭隘な土地の樹木や、公園、道路など常に人が利用する場所の樹木は、大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合っていたり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く等の措置が必要です。

また、住宅都市の中のみどりは人との接点があるからこそ、その価値が高まります。

小金井市にふさわしいみどりは、安心・安全で快適な場所として、多世代の人が触れ合い、自然環境を学ぶ場としても活用され、市民が地域で暮らす楽しみを見つけることができる空間です。みどりの価値を市民が認識することで、市民が協働してみどりを保全し、持続可能な社会形成につながります。

（現行計画）わたしたちのみどり、育てるみどり、活かすみどり

保留

⇒【キャッチフレーズ素案（複数案）】
- ・みどりと人が紡ぐ笑顔の暮らし
- ・みどりが紡ぐ人の輪、みどりが織りなす笑顔のくらし
- ・みどりと人が織りなすグリーンリビングこがねい

委員会追加案「みんなでつくりつなげるみどりの小金井」
「みどりと人が織りなす笑顔のこがねい」
「みんなで育て活かすみどりの小金井」
「みどりと人が共生するまち小金井」

【確認事項】将来像を具体化するため、シーン別のみどりについてイラストで表現するページを追加しました。変更点としてご確認ください。

みどりの将来像図

※イラストで 10 年後の小金井市のまちなかのみどりと人の様子を示します。
※アイレベルでのカットで、切り口は下記又は 10 個の基本施策を想定しています。

- 国分寺崖線
- 玉川上水
- 農地
- 公園
- 公共施設
- 住宅街
- 市街地・商業地
- 街路樹
- 市民協働

例）国分寺崖線

崖線のみどりが残されており、子ども達が生きもの観察を楽しんでいる様子

例）住宅地

庭やベランダで草花を育て、景観よいまちなみが出来ている様子

● ３つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現します

基本方針１　みどりを守る

本市の豊かなみどりを印象付ける国分寺崖線や玉川上水、野川といったみどりの軸や大学のみどりを市、市民、事業者、大学及び東京都等の多様な主体が連携して引き続き保全するとともに、相続等により失われつつある農地、社寺林や屋敷林等の民有地に広がるみどりを次世代へ継承します。

★特に重要度の高い取組：

保全緑地制度等の活用による民有地のみどりの保全、農地の活用

基本方針２　みどりをつくる

公園等の新規整備を行うとともに樹木の剪定や更新等、適正な管理を行い、市民が親しみやすい公園づくりを行います。

住宅地や事業所等の民有地では、樹木、生け垣、花壇、プランター等のみどりを創出し、身近にみどりを感じられるまちづくりを推進します。

★特に重要度の高い取組：

多様な主体による公園管理、住宅地の緑化、市街地や商業施設、事業所の緑化

基本方針３　みんなで取り組む

みどりの活動の場や機会を市、市民、事業者、大学及び東京都が協働して提供し、多様な世代、多様な関心を持つ市民が、それぞれの興味や特技に応じて参加、交流することで、みどりの保全の担い手を育成します。これにより、市民一人ひとりがみどりを大切に感じ、感性豊かな子どもの育成、日々の健康づくり、コミュニティの活性化及び活気あるまちづくりを推進し、みどりがある豊かな生活を創造します。

★特に重要度の高い取組：

みどりに関する情報共有、みどりに関するボランティア活動の推進

3　計画の目標

第４回以降再検討

【確認事項】
２項目目の「みどりの質」は、前回まで「みどりの施策」に関する満足度でしたが、みどりの実態調査で調査した「質」に特化した満足度に変更しました。また、数値は今後の増減を想定して定めています。問題ないかご確認ください。

●みどりの量と質に関する数値を掲げます

○緑被率※　：新規・拡充施策の実施により、減少傾向を緩やかにすることを目指します。

・令和元年度調査では、緑被率が３０．２％でした。今後１０年でこれまでと変わらない取組の場合、約４４ｈａのみどりの減少、約４％の緑被率の減少が見込まれます。これに対して、公園等の整備及び環境配慮指針の見直し等の取組を新規・拡充することにより、約１８ｈａ（推計値）のみどりを新たに保全・創出し、緑被率を２７．９％（推計値）に維持します。

項目	令和元年（2019 年）	令和 12 年（2030 年）
緑被率	３０．２％	２７．９％

※緑被率は、緑被面積が市域に占める割合を示します。

○みどりの質の満足度

・令和元年度調査では、「満足している」、「やや満足している」の合計が６７．８％でした。各種取組によりみどりの質の満足度を高める方針での目標値設定を想定します。

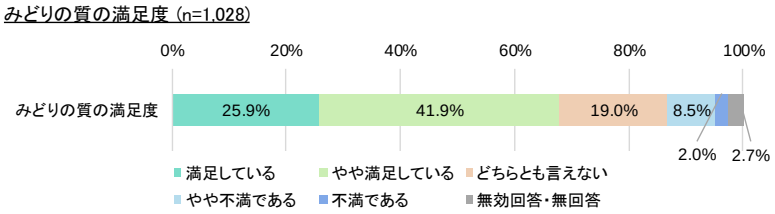

項目	令和元年（2019 年）	令和 12 年（2030 年）
みどりの質の満足度※	６７．８％	８０．０％

※「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」より小金井市のみどりの質の満足度。

○市民の関わりに関する目標：環境美化サポーター登録者数（他にイベントや講座の開催数　等）

・環境美化サポーター登録者数についても単年度調査のため変化の推計が不可能ですが、施策の展開により現況より登録者数を増やします。

項目	令和元年（2019 年）	令和 12 年（2030 年）
環境美化サポーター登録者数※	２２２人	３２０人

※環境美化サポーター協定、みどりのパートナーシップ協定、花壇ボランティア合計（平成３１年３月末現在）

第３章　目標の実現に向けた取組

1　役割のイメージ

●市民、事業者、行政で役割分担・協力をします。

公共施設の他、みなさんの家や事業所にもみどりがあり、これらがすべて市の貴重なみどりです。それぞれが、以下の心構えでこの計画の目標達成に取り組みます。

市民

・市民一人ひとりが、小金井らしさをかたちづくるみどりに日常的に親しみ、みどりが果たす様々な役割を理解し、みどりを大切にします。
・市民団体は活動を継続し、他の団体との連携も進めながら活動の活性化とみどりあるまちづくりが人から人へと拡がるように努めます。

事業者

・本市の発展を担う一員として事業所の緑化等のみどりの保全や創出に貢献します。
・事業活動を通じて地域に貢献していく CSR(企業の社会的責任）の観点から、市民や市が行うみどりについての取組に積極的に連携、支援を行います。

市民　　行政　　事業者

行政

・市は、東京都、近隣自治体及び庁内の連携のもと、公園や街路樹、公共施設の整備や管理を行い、魅力あるまちづくりに取り組みます。
・市民及び事業者等が行うみどりに関する取組の支援や連携の強化に努めます。

このあと、具体的な取り組みについて示しますが、特に力を入れる行動の具体的な例は以下になります。

市民

- 庭などのみどりを守る
- 農地を積極的に活用する
- 公園等の維持管理に参加する
- 地域のみどりをつくり、育てる
- みどりに関する情報を収集する
- ボランティア活動を活性化させる

など

事業者

- 事業所内のみどりを守る
- 体験農園の運営等、農地の活用支援を検討する
- 開発時に公園・緑地をつくる
- 地域のみどりをつくり、育てる
- みどりに関する情報を収集する
- 地域の一員としてボランティア活動に参加する

など

行政

- 市内のみどりを守る
- 農地の活用方法を拡大する
- 公園・緑地等の整備、管理をする
- 民有地の緑化を支援する
- みどりに関する情報を発信する
- 市民がみどりに親しむ機会を増やす
- ボランティア活動を支援する　など

【確認事項】第３回委員会意見や、関係課との調整結果を踏まえ、取り組み一覧を若干変更しました。
取組名等が市民にとってわかりやすくなっているかご確認ください。

２　取組一覧

●将来像実現に向け、３つの基本方針に沿って取り組みます

将来像を実現するためには、市や東京都などの行政だけでなく、市民、事業者のみなさんと一体となって取り組むことが重要です。

基本方針に基づく取組方針、具体的な取組について以下に示します。

	取組方針	具体的な取組
基本方針１ みどりを守る	（１）国分寺崖線のみどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る
		②野川の自然環境を関係者とともに守る
	（２）民有地のみどりを守る	①保全緑地制度等の活用により守る　★
	（３）農地を守る	①営農支援により農地を守る
		②活用して農地を守る　★
	（４）玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都等と連携して保全する
		②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る
基本方針２ みどりをつくる	（１）魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する
		②利用者の少ない公園を解消する
		③公園機能を充実・更新する
		④市民、事業者とともに公園管理を行う　★
	（２）公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ
		②公共施設のみどりをつくる
	（３）みどりのまちなみをつくる	①住宅のみどりを増やす　★
		②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす　★
	（４）みどりの軸をつくる	①都市計画道路等の街路樹をつくる
		②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道のみどりをつくる
基本方針３ みんなで取り組む	（１）みどりについて知り、親しむ	①みどりに関する情報を共有する　★
		②みどりと親しむ機会を増やす
	（２）みどりに関する活動に取り組む	①できること取り組みからはじめる
		②ボランティア活動に取り組む　★

★は特に重要度の高い取組

基本方針１　みどりを守る

（１）国分寺崖線のみどりを守る

【確認事項】
基本方針１－３の取組については、施策シートを整理した結果をまとめています。
市民にとって何をするかわかりやすい内容となっているか、という観点でご確認ください。

現況と課題、取組の方向性

国分寺崖線や野川の連続したみどりを、市民や東京都、他自治体と共に守ります。

①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る

・国分寺崖線沿いに続く樹林地及び湧水は、本市を特徴づけるみどりであり、東京都が「みどりの骨格」に位置付けるなど、広域的に見ても貴重なみどりです。

・国分寺崖線は国の法律や都や市の条例を活用し、特別緑地保全地区（滄浪泉園）、環境緑地や公共緑地等として保全してきました。

・しかし、崖線及びその周辺に点在する民有地では、小規模な開発等によるみどりの減少が見られます。

取組の方向性：保全緑地制度等の活用により、国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりの保全を進めます。

表　小金井市の保全緑地制度等の一覧

名称	内容
特別緑地保全地区 （都市緑地法に基づく制度）	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。小金井市では滄浪泉園が指定されています。
国分寺崖線緑地保全地域 （東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づく制度）	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっているため、それと一体となった樹林地等を保全するため、指定を受けた保全地域を相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先的に東京都が取得しています。
環境保全緑地制度（環境緑地・公共緑地） （市条例に基づく制度）	市民の健康で快適な生活環境を確保するために指定される緑地で、指定により相続税や固定資産税の減免が受けられます。
保存樹木、保存生け垣制度 （市条例に基づく制度）	民有地の一定規模の貴重な樹木・生け垣・緑地等を指定するものです。維持管理のための奨励金を交付しています。

②野川の自然環境を関係者とともに守る

・市民アンケートでは、小金井らしいみどり、将来に残したいみどりとして野川は上位に挙がっていて、市民にとっても愛着の深いみどりです。

小金井らしいみどり（n=1,028）

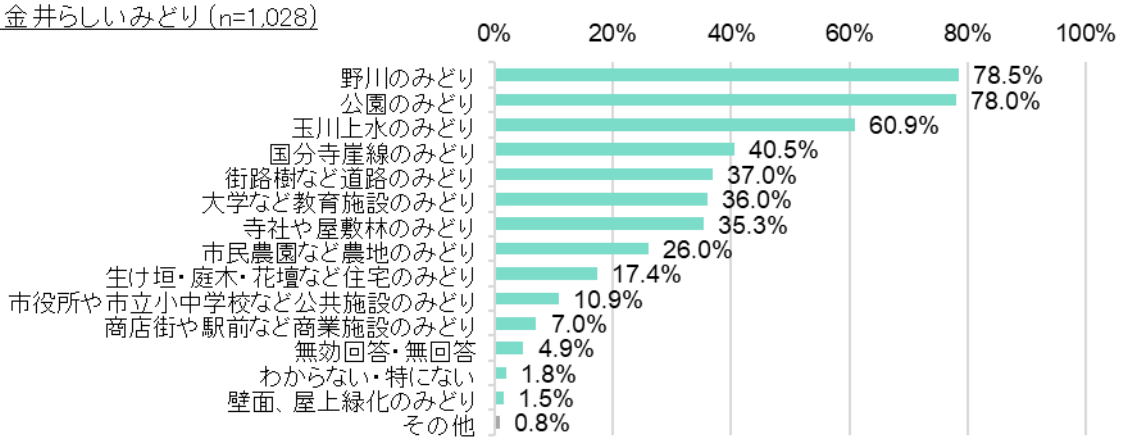

・野川では、平成１７年に東京都により市民と行政で構成される「野川第一・第二調整池自然再生協議会」が設置され、野川自然再生事業が行われています。

・また、野川の流域自治体で構成される「野川地域環境保全協議会」が連携して野川の自然について解説した野川マップを作成する等、様々な主体が連携して環境保全を進めてきました。

・定期的に市民団体により生き物観察会や調査が実施され、多くの市民が野川の自然に親しむ機会となっています。

取組の方向性：野川自然再生事業によって形成された東京都、野川流域自治体及び市民等との連携を活用し、野川の自然環境を保全します。

主な取組

市民

・滄浪泉園や野川に出かけてみどりに親しみ、その大切さを理解します。
・行政とともに野川の自然回復・活用に取り組みます。

＜国分寺崖線沿いに土地を所有する方＞

・所有する土地（みどり）を保全緑地制度（環境緑地や公共緑地）等の各種制度により保全することについて、理解を深め、協力します。

事業者

・国分寺崖線や野川の市民協働の取組に対し、積極的に支援・協力します。

行政

・保全緑地制度等の各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。
・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催等を通じて周知に努めます。
・野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。
・国分寺崖線に隣接する公園において、生物多様性に配慮した維持管理をします。
・市民団体の活動の支援を行うとともに、市民と協働して国分寺崖線のみどりを保全します。

●コラム『滄浪泉園』

コラムとして、滄浪泉園を紹介
・多摩地域の特別緑地保全地区第１号！
・明治・大正期に三井銀行の役員、外交官、衆議院議員などとして活躍した波多野承五郎氏の別荘の庭園で、「滄浪泉園」は犬養毅が名付けたもの

（２）民有地のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

宅地開発に伴う屋敷林などのみどりの減少が続いています。市内のみどりの減少を抑制するため、各種制度を用いて民有地のみどりを守ります。

①保全緑地制度等の活用により守る★

・最近の１０年間で約２１.７１ha(東京ドーム約４個分）の樹林地が減少しています（第１章参照)。

・土地利用別では、住宅用地における樹木・樹林地が最も減少していて、消失した樹林地のほとんどは５０㎡以下の小規模な屋敷林です。

・本市の建物の約７割が独立住宅ですが、近年は特に小規模な独立住宅が増加していることから、庭などのみどりを維持することが難しくなっています。

・今後も数年間は人口増加が見込まれており、宅地開発に伴うみどりの消失が続くと予想されます。民有地は所有者の意向もありますが、環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣等の保全緑地制度等(14p 参照）を活用して、出来る限り今あるみどりを守っていくことが重要です。

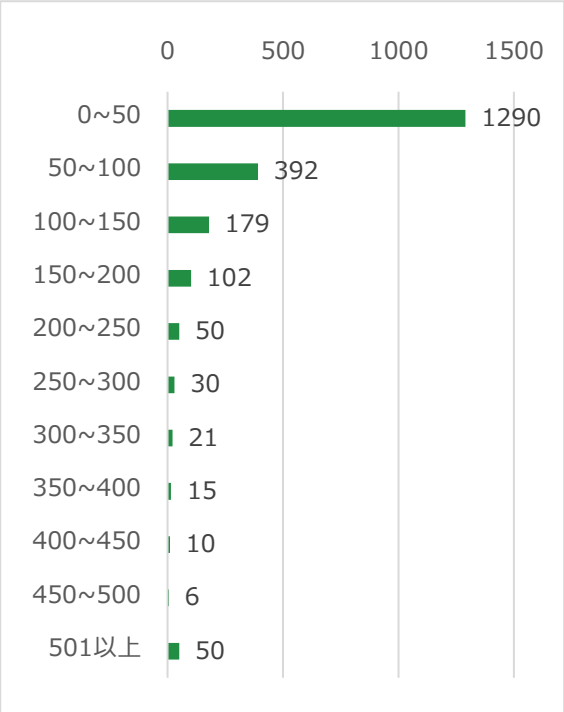

消失した樹木・樹林地の箇所数
（規模別・単位 m²）

取組の方向性：支援制度を活用して民有地のみどりの維持に努めます。

主な取組

市民

・家の前の落葉の掃き掃除や草取りなど、みどりの管理を行います。
・市が主催する環境緑地などのみどりの維持管理ボランティアへ参加し、みどりを所有する方の維持管理負担の軽減に協力します。

＜一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する市民＞

★一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。
・維持管理などの負担が大きい場合、市の保全緑地制度の活用を検討します。

事業者

★宅地開発の際には、既存樹木を出来る限り保全する等の配慮を行います。

＜一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する事業者＞

・一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。

行政

・所有者の方の管理負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉処理、剪定などを行うボランティアを紹介します。
・土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。
★緑地保全制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。
★宅地開発等の事業の際には、既存樹木の保全割合の基準を環境配慮指針のなかで設定したり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。

（３）農地を守る

現況と課題、取組の方向性

法制度を活用し、営農しやすい環境づくりや農地の多様な活用により、農地減少を抑制します。

①営農支援により農地を守る

・最近の１０年間で約１５ha(東京ドーム約３個分）の農地が減少しています（第１章参照)。第１章に示したとおり、生産緑地については、２０２２年以降に一斉解除や農地以外への転用等が懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。

・一方、近年、都市農地は、環境保全や現象緩和、地下水涵養、防災などの、市内の貴重なみどりとして「都市にあるべきもの」として重要視されています。

・これらの背景により、生産緑地を継続しやすいように生産緑地法が改正されたことから、生産緑地の維持などに努めていくことが重要です。

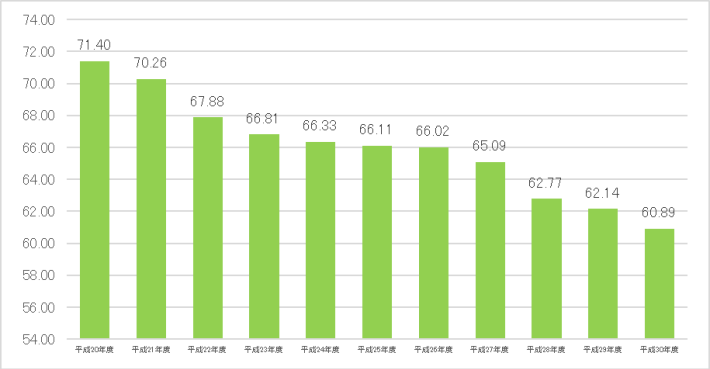

図　市内生産緑地面積の推移

取組の方向性：農家の方が営農を継続できるように労働力や資金的な支援を行います。

②活用して農地を守る★

・農地が減少する一方で、市民農園は毎年定員に対して３～５倍の応募があり、市民からとても人気が高い事業となっています。

・平成３０年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、民間企業等に生産緑地を貸し出しやすくなりました。このため、民営の体験農園など、多様な主体の参画により農地を活用することが可能となりました。

取組の方向性：多様な主体の参画により、農業体験などの市民がみどりにふれあう場として、幅広く農地を活用します。

主な取組

市民

・地元で採れた野菜を積極的に購入します。
・農家の方の農作業を手伝う援農ボランティア活動に参加します。
★市民農園や体験農園を活用して、みどりに触れる機会を増やします。

＜農地を所有する方＞

・市の支援策等を活用して、出来る限り農地を維持し、次世代へ継承します。
・農地の維持管理が難しい場合、援農ボランティアや補助金など市の支援策を活用するとともに、民間事業者や NPO による体験農園等事業への貸し出しなどについても検討します。

事業者

★市内での体験農園の運営への参加など、事業化ついて検討し、関心があれば市に相談します。

行政

・農家の方が農業の継続しやすいように、援農ボランティアの募集、簿記講習会の開催、補助金を活用した施設整備などを支援します。
・市が実施する苗木の無料配布等において、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援します。
★市民農園を継続して運営するとともに、民営による体験農園の運営を促進します。
★都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して市民と農業者や商業者の方との交流・連携機会の拡大を図ります。

（４）玉川上水のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

江戸時代に整備された玉川上水は、大正時代に「小金井(サクラ)」が国の名勝に、平成１５年には「玉川上水」が国の史跡に指定されました。このように歴史あるみどりを学識者等の意見も踏まえて維持・継承します。また、玉川上水周辺では東京都の示す景観配慮指針や風致地区の基準に従い、玉川上水の景観に親和する、みどり豊かなまちなみ形成を進めます。

①玉川上水の桜並木を東京都等と連携して保全する

・生育環境の悪化から衰退していた桜並木の保全などについて、東京都水道局の主導で「史跡玉川上水整備活用計画」が策定されました。この計画に基づき、市民団体「名勝小金井桜の会」との協働によりサクラの苗木を育てるなど、平成 22 年度から令和元年度までに梶野橋から小金井橋間の整備を進めてきました。

・また、玉川上水を多くの人に活用してもらうため、パンフレット等の資料を作成し、玉川上水の魅力や整備への理解を広めました。

・これ以外の小金井橋から西側、梶野橋から東側の範囲についても、引き続き、隣接自治体と調整の上、桜の補植等の整備を進めていく必要があります。

取組の方向性：多くの人に親しまれる史跡、名勝としての玉川上水の良好な姿を守り、次世代へ継承します。

②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る

・玉川上水両岸 100m の区域は、「東京都景観計画」の「玉川上水景観軸」に定められており、歴史的・文化的遺産を生かした街並み整備を行い、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図ることが景観形成の方針に示されています。

・さらに貫井北町三丁目、桜町一丁目、二丁目、三丁目、関野町二丁目の各一部は、「玉川上水風致地区」に指定されており、史跡・名勝を含む区域の環境を保全し、良好な都市景観を維持するよう風致地区の方針に示されています。また、施設の緑化基準が定められています。

取組の方向性：玉川上水沿道では、史跡・名勝を活かしたまちなみとするため、敷地内はできる限り緑化し、玉川上水のみどりとの一体的な空間づくりを進めます。

主な取組

市民

・玉川上水の桜並木の散策を通じて、親しみを深めます。
・市及び市民団体が発信する情報を見る等、玉川上水の歴史背景や保全活用についての理解を深め、保全活動に協力します。

＜玉川上水周辺に土地を所有する方＞

・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」内における建築物の新設や宅地造成の際には既存樹木等の保全や緑化等の基準に従います。
・庭木や生け垣の設置、花壇やプランターの設置など、できる限り宅地の緑化を行い、玉川上水周辺のみどりの豊かな景観形成に努めます。

事業者

・市及び市民団体の再生・活用の取組に対し、積極的に支援、協力します。

行政

・小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水およびその周辺環境の保全を進めます。
・東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、保全を進めます。
・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為等の際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化等の配慮がされているか確認します。
・歴史的文化財として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にＰＲします。

●コラム『玉川上水』

・これまでの再生事業（小金井市内）
・これからの再生事業予定（対岸が武蔵野市、小平市の範囲）

（１）魅力ある公園をつくる

現況と課題、取組の方向性

利用率の高い公園等を優先的に整備し、魅力の向上を図るとともに、低未利用の公園については、あらゆる角度から利用方法について再検討します。

また、公園等の魅力を維持・向上し、将来にわたり公園等が利用されるよう、維持管理の担い手を確保します。

①新たな公園等を整備する

・本市の公園等は他市と比べても一定量維持されていますが、優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び東小金井駅土地区画整理事業１号公園について、整備を進めます。

・宅地開発に伴い公園等を設置する際には、周辺の公園等や民間のオープンスペースの配置を考慮し、公園整備の必要性を検討する必要があります。

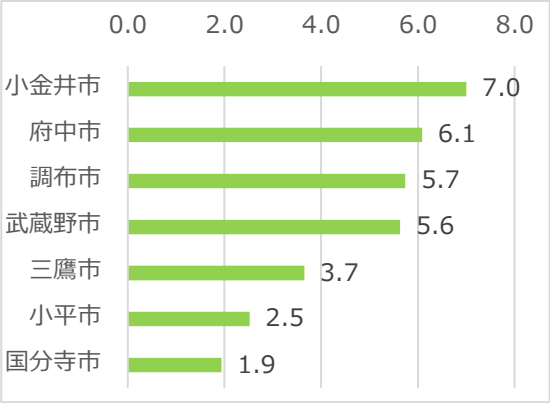

一人あたりの都市公園面積（単位：m²）

・公園等の活用を図るためには、利用者である地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。

取組の方向性：公園・緑地の配置を考慮しながら、事業者、市民と連携しながら、公園・緑地の整備を進めます。

②利用者の少ない公園を解消する

・公園等の約２割は、小規模で同規模・同機能の公園が近接している等の理由から、低未利用公園であることが明らかになっています。

・将来の人口等を考慮しながら、公園等の配置の適正化、低未利用公園の解消する必要があります。

低未利用公園の一例

取組の方向性：近隣住民の意向も踏まえながら、低未利用公園の活性化や集約化に

向けた検討を行います。公園としての存続が難しい場合には、用途の変更や財源確保のための土地の売却等により有効活用を図ります。

③公園機能を充実・更新する

・既存の公園等の中には、施設の老朽化や樹木の巨木化・老木化が進み、安全管理・防犯上支障がある公園等があります。

老朽化した施設や古い樹木の公園の写真等

取組の方向性：小金井市公園等整備基本方針において、整備の優先度の高い公園等*では、魅力向上のための施設整備を進めるとともに、安全安心の確保のための取組を進めます。

*:小金井市公園等整備基本方針では、公園等を規模、利用状況等に応じて、Ａ～Ｄの４段階で評価をしており、整備についてはＡ評価の公園等を中心に行うこととしています。

④市民、事業者とともに公園管理を行う★

・公園等の安全の確保、魅力向上を進めるためには、市だけでなく、事業者地域住民及びボランティアが連携・協力することが重要です。

・また、公園等の活動を通じて、地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどの効果も期待できます。

・民間事業者の資金・ノウハウを投入することができる指定管理者制度や市、環境美化サポーター、自治会、及び市民団体等の地域で公園等を管理・運営ができる「協議会」制度の活用も有効な手段のひとつです。

取組の方向性：多様な主体が公園等の管理運営に参画できるようボランティア制度の拡充・普及啓発を行います。また、より魅力ある公園とするため、指定管理者制度の導入を検討します。

●コラム「梶野公園サポーター制度」
・実際の取組のようすなど(他公園のモデルとして紹介)

主な取組

市民

★「みどりのサポーター」、「花壇ボランティア」等に登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組みます。

★公園協議会に参加し、実際に公園の管理・運営に参画します。

事業者

・宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の開発を行う場合は、公園・緑地を整備します。周辺に十分な公園等がある場合は、開発規模に応じた公園協力金を納入し、既存の公園等の魅力向上に還元します。

行政

・小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び東小金井駅土地区画整理事業１号公園の整備を進めます。

・新たな公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。

・低未利用公園については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。解消が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園の魅力向上のための財源の確保を図ります。

・みどりの配置状況を考慮し、借地公園、公園等の用地寄付の受け入れを見直し、公園緑地の配置の適正化を図ります。

・安全確保のため、倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽、老朽化した公園施設については、劣化状況等を踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また、都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。

・安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化した樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。

・新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を

行います。

★「環境美化サポーター」制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。

★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。

★梶野公園サポーター制度をモデルに地域が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議の設置の検討をします。

★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。

（２）公共施設のみどりをつくる

現況と課題、取組の方向性

安全の確保を第一に、環境学習の場や防災機能等、場所に応じたみどりの整備、維持管理を行います。

①学校のみどりをつくり、親しむ

学校ビオトープの維持管理

- みどりの実態調査（令和元年度）において学校等を含む「教育文化施設」は「公共用地」のなかでも特に緑被率が高く、学校のみどりは、重要なみどりのひとつとなっています。
- 市立小中学校は、避難場所として指定されているため、学校のみどりには、災害時の延焼遮断等、防災機能が期待されます。
- 学校は子どもたちが身近に自然に触れ、環境を学習する場として重要であり、公立小中学校の中には、ビオトープが整備されている学校もあります。

取組の方向性：安全確保を第一として、環境学習の場や防災機能等、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

②公共施設のみどりをつくる

小金井市立けやき保育園及び
ピノキオ幼児園屋上緑化の様子

- 市では保育園や公民館等の公共施設においても、屋上緑化を実施し、環境負荷の低減等に取り組んでいます。
- 公共施設の中には、避難場所等に指定されている箇所もあり、災害時の延焼遮断等の防災機能にも配慮が必要です。

取組の方向性：安全確保を第一として、防災機能、環境負荷の低減等、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

主な取組

市民

・公園、国分寺崖線、野川などの身近なみどりを活用した環境学習に積極的に参加し、みどりに対する理解を深めます。
・身近に芝生化した校庭のある学校がある場合、この維持管理に参加します。
・学校ビオトープの維持管理に参加します。

事業者

・ みどりに関する募金等に参加して、公共施設の緑化の取組に対して、積極的に支援・協力します。

行政

・公共施設の新設、改修時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が２５０m^2以上の場合、敷地内の緑化をします。
・公共施設のみどりは、倒木等の危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。
・学校ビオトープの維持管理をします。
・子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺崖線、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。
・
・芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。
★公共施設の外周部の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。

●コラム『みどりの防災効果（延焼遮断）』

（３）みどりのまちなみをつくる

現況と課題、取組の方向性

みどりが減少している実態を知り、市民、事業者及び市が一丸となってみどりの創出、育成に取り組みます。また、宅地開発を契機としたみどりの創出に取り組みます。

①住宅のみどりを増やす★

・本市の緑被面積減少の主な要因の一つとして、農地の宅地への転用、戸建住宅地内の緑被地の減少があります。

・樹木・樹林地は、１か所当たり５０m^2以下の規模での消失が多く、一つひとつは小規模ですが、これらが積み重なり大きな消失となっています。

・事業者及び市民一人ひとりが、みどりの減少している実態を知り、それぞれがみどりの創出、育成に取り組む必要があります。

・また、生け垣造成や維持に対する助成制度、苗木の配布等みどりの創出、育成のための制度・取組（p.18 参照）がありますが、十分な活用には至っていません。

取組の方向性：各種制度を活用しながら、市民、事業者及び市が一丸となって、住宅地のみどりの創出、育成に取り組みます。

②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★

・市民を対象としたアンケートでは、「自慢したい点」として「みどりや水辺の自然」を挙げている人が約半数を占めており、みどりは本市の強みの一つと言えます。

・人が賑わい、交流する市街地、商業施設や市外の来訪者が多い事業所でみどりを創出、育成し、本市の強みを育てることが重要です。

緑化をしたことで魅力的な空間を形成している例（例えば武蔵小金井駅前等）

取組の方向性：宅地開発等指導要綱や環境配慮指針の見直しにより、開発を契機としたみどりの創出に取り組みます。

主な取組

市民

★「緑化の手引き」を参考に自宅の駐車場、壁面、ベランダ、屋上部等の緑化に取り組みます。

★地域のみどりをつくり、育てるイベントや活動に参加します。

★宅地開発等指導要綱に定められた規模以上の建物の新築・改修等を行う場合には、環境配慮指針等に基づき、敷地の一部の緑化を行います。

・庭先やプランター等への草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくります。

事業者

・「緑化の手引き」を参考に事業所の駐車場、壁面、ベランダ、屋上部等の緑化に取り組みます。

★地域のみどりをつくり、育てるイベントや活動に参加します。

・宅地開発等指導要綱に規模以上の建物の新築・改修、その他開発行為等を行う場合には、環境配慮指針等に基づき、敷地の一部の緑化を行います。

行政

★市民、事業者が取り組むべき緑化について、「緑化の手引き」を作成し、緑化手法や維持管理に関する技術等の情報提供を行います。

★イベントにより花壇の植え替えを行う等、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。

★保存生け垣制度の適用対象の拡大により、より使いやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。

・東京都苗木生産供給事業を活用して、イベント等を通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。

★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化等多様な緑化手法について、環境配慮指針の緑化面積に含めることを検討します。

★市街地の緑化を進めるため、環境配慮指針の適用面積を引き下げることで、より多くの住宅、事業所、商業施設等において、開発を契機とした緑化を推進します。

・鉄道沿線周辺の公共施設での緑化に取り組みます。

（４）みどりの軸をつくる

現況と課題、取組の方向性

街路樹や遊歩道の整備により、みどりのネットワークを形成し、レクリエーション機能の向上、生き物の生息空間の確保、快適な歩行空間の形成等により、広がりと厚みのあるみどり豊かな都市空間を創出します。

①都市計画道路等の街路樹をつくる

・街路樹には、景観の形成、生き物の生息空間、緑陰の創出等、多様な機能があります。
・また、国分寺崖線、野川、玉川上水等の東西のみどりの軸に対して、街路樹は、南北のみどりの軸となっています。
・市ではこれらの軸を形成、維持するため、地域住民の理解・協力を得ながら、広い道には樹木、狭い道にはつる性植物などを用いて道路の幅員や場所に応じた緑化を進めてきました。

街路樹の写真等

取組の方向性：地域住民の理解を得ながら、道路の幅員や場所の特性に応じた街路樹等の整備により、多様なみどりを結びつけ、みどりのネットワークを形成します。

②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道のみどりをつくる

・本市にはみどりのネットワーク形成の観点から、野川、玉川上水、砂川用水等の河川、用水路沿いに遊歩道が整備されています。
・一方でこれらの遊歩道、道路の歩道などのみどりのネットワークが十分でない箇所もあります。

遊歩道の写真など

取組の方向性：都市計画道路や公園、さらには、野川や玉川上水沿いの歩道を結ぶ遊歩道の植栽整備及び維持管理を進めます。

主な取組

市民

・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の維持管理、清掃等に協力します。

事業者

・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の維持管理、清掃等に協力します。

行政

・都市計画道路等の広幅員の道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出等の観点から、樹高やみどりの量の維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽等を行い、みどりのネットワークの形成を図っていきます。
・市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つ等適切な管理をきめ細かに進めます。
・狭小な歩道では、ガードレールに代わり、緑化可能なフェンスを導入し、つる性の植物による立面緑化を進めます。
・都市計画道路整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。
・都市計画道路や公園、さらには、野川や玉川上水沿いの歩道を結ぶ遊歩道の植栽整備及び維持管理を進めます。

●コラム『街路樹の役割』
※観点としては街路樹の機能やできれば経済効果等を示して、街路樹は役に立っているもの、ということを示す等

基本方針３　みんなで取り組む

（１）みどりについて知り、親しむ

現況と課題、取組の方向性

市民、事業者及び市でみどりに対する課題認識や目標を共有します。また、みどりに関する活動に取り組むきっかけとして、イベント等を開催します。

①みどりに関する情報を共有する★

・市民アンケートによると、改定前計画を知っている人は 3 割程度、さらに実際に読んだことがある人は 1 割にも満たない状況です。

・まずは、小金井のみどりに関する実態や目標像をより多くの人に理解してもらう必要があります。

計画の認知度（n=1,028）

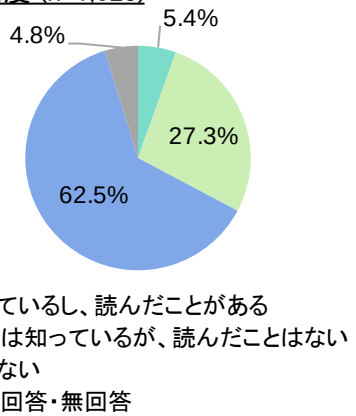

取組の方向性：市民、事業者及び市が互いに情報や状況を共有し、みどりへの理解と愛着を深めます。

②みどりと親しむ機会を増やす

・既存ボランティアでは高齢化や参加者の固定化等の課題を抱えており、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要とされています。

・市民アンケートによると、「みどりに関する市民団体等で活動する」ことについて、前向きな意向を示した市民は 3 割程度に留まりますが、「ガーデニングなどの勉強会・イベントに参加する」ことについて、前向きな意向を示した市民は半数を超えており、ボランティア活動への参加はハードルが高いものの、イベント等への参加については、比較的多くの市民が関心を示していると言えます。

・各種イベントや講演会などのみどりと親しむ機会をきっかけとして、みどりに関する活動への参加につなげることが重要です。

取組の方向性：みどりに関するイベントや学習機会を提供し、みどりに関する活動への関心を育てます。

主な取組

市民

★他の市民や事業者及び市が発信するみどりに関する情報を収集します。
・みどりの調査に参加するなど、自らもみどりの現状を把握、発信します。
・自身のガーデニングや緑化施設を PR し、みどりの魅力を発信します。
・地域のみどりをつくり、育てるイベントや活動に参加します。

事業者

★市民や他の事業者及び市が発信するみどりに関する情報を収集します。
・事業所の緑化施設等を PR し、みどりの魅力を発信します。
・みどりの調査やみどりに関するイベントに参加します。

行政

★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催する等、環境学習を充実します。
★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画等を子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。
★環境市民会議との連携や環境フォーラム等のイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。
・市民によるみどりの調査結果を活用して、みどりの実態を把握します。
・優れたガーデニングや緑化施設を紹介することで、市民や事業者の緑化への関心を高めます。
・自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページ等に集約・周知できるよう関係団体等との連携を図ります。

●コラム『こがねい環境フォーラム』

環境フォーラムの概要
（行ってみたいと思える情報を…）

（２）みどりに関する活動に取り組む

現況と課題、取組の方向性

将来にわたり継続してみどりの担い手を確保するため、みどりと関わる手段を広げるとともに、活動者自身や地域の糧にもなるボランティア活動を推進します。

①できること取組からはじめる

・市民アンケートでは、みどりに関する市民団体等での活動や公園の管理運営への参加について、消極的な回答が目立ちますが、「みどりの整備や管理に関する募金に協力する」ことについては、６割以上の市民が前向きな意向を示しています。

・他の市民アンケートでは、地域活動への参加に必要なこととして「活動するきっかけや仲間がいること」、「健康であること」、「気軽に身近なところで参加できること」、「活動時間や曜日を選べること」などが挙げられています。

・より多くの人々の参加を促すため、多様な参画機会の提供が求められます。

取組の方向性：みどりと関わる手段を広げ、より多くの人々のみどりへの思いを活動につなげます。

②ボランティア活動に取り組む★

・現在、市では各種ボランティア制度及び団体に対する支援を行っていますが、いずれも、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要とされています。

名称	活動内容	支援内容
環境美化サポーター制度 （花壇ボランティア制度） （みどり剪定サークル）	市が管理する公園や道路等のごみ収集や草刈り、公園花壇の維持管理等への協力	清掃道具の提供や収集したごみの廃棄物処理手数料の免除
梶野公園サポーター会議	梶野公園を利用するボランティア団体のとりまとめ役	定期的な意見交換会の実施や補助金の交付

・ボランティア活動は、みどりを育むだけでなく、地域コミュニティの核となる役割や参加者の知識や技術を身に着ける場としての役割も期待されることから、活動の活性化、次の人材の確保につなげることが重要です。

取組の方向性：ボランティア活動の魅力を向上させ、みどりの担い手を増やします。

主な取組

市民

・みどりに関するボランティア活動に参加します。
・みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。
★ボランティア同士の連携強化に努め、地域のコミュニティ形成を図ります。
★行政が開催する講習会等に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに係る仲間づくりの場として活用します。

事業者

・みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
・みどりに関する募金に参加して、みどりの保全・創出を支援します。

行政

・市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信します。
・みどりに関する募金等、新たな歳入確保につながる仕組みづくりを検討します。
・イベントにより花壇の植え替えを行う等、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。
・浴恩館公園及び三楽公園において協議会を設置し、市民参加による公園づくりを推進していきます。
・剪定ボランティアへの用具の貸し出し等を今後も継続していきます。
・若い世代のボランティア登録を促進します。
★梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望等を聞く機会を継続していきます。
★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。
★既に参加しているボランティアの方のさらなるスキルアップのため、講座形式でのみどりの知識や管理等技術を習得できるしくみを検討します。

●用途や設置目的に適したみどりを配置します。

緑地を系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくため、環境や景観、防災やレクリエーション機能を踏まえてみどりのまちづくり方針を示します。

みどりのまちづくり方針図に定めたみどりの拠点や軸の特性に合わせて、みどりを保全・創出し、適正な管理を行うことで、みどりの将来像を実現します。

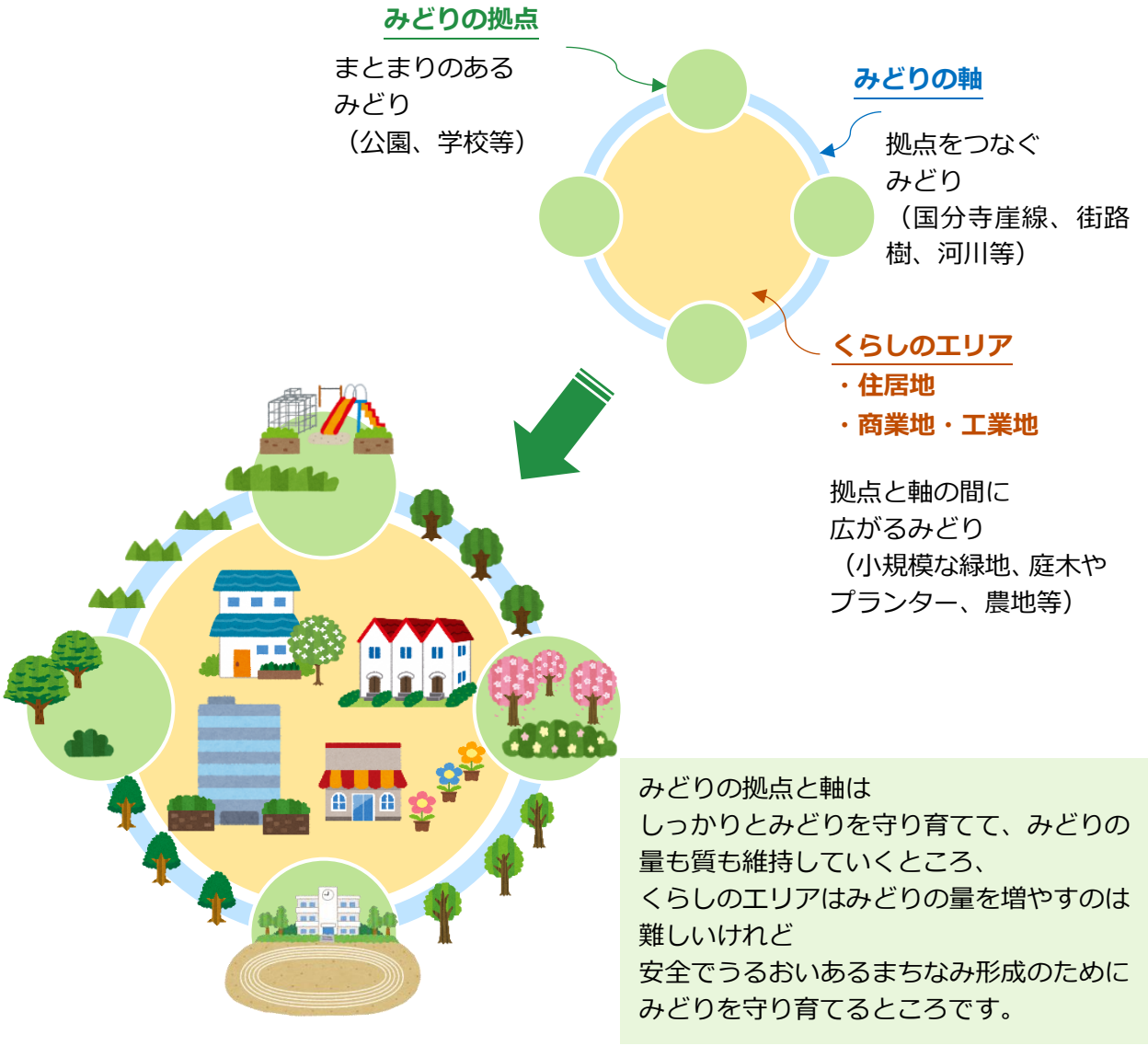

みどりのまちづくり方針図のイメージ図

みどりの軸

・みどりの軸は、崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等の人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担います。

・主に市が取り組みを推進し、市民・事業者が取り組みを支えます。

・規模や特性によって以下の軸に区分します。

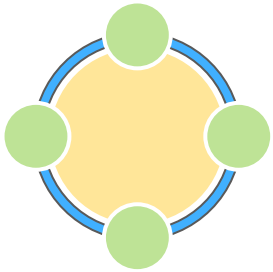

●歴史と自然軸

・小金井市の歴史や文化にも関りが深く、広域的な連続性があるみどりです。河川や崖線、主要な道路等が複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付けます。

●身近な交通軸

・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどりです。人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置づけます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
歴史と自然軸		・野川・国分寺崖線ゾーン（現行計画に示した国分寺崖線周辺の区域を指します。） ・玉川上水とその周辺（五日市街道、砂川用水等）	・生物の移動経路や景観に配慮したみどりの維持管理保全を行うとともに道路に面した民地の緑化を促進します。
身近な交通軸	主要道路	都道：新小金井街道、東大通り、東八道路、五日市街道、小金井街道、連雀通り 市道：北大通り、緑中央通り	・東京都とも連携して、環境、景観等に配慮して街路樹の整備、維持管理を推進します。
	鉄道路線	・JR 中央線 ・西武多摩川線	・鉄道敷地の接道部の緑化を支援し公的施設で活用する場合の積極的な緑化を推進します。

みどりの拠点

・みどりの拠点は、まちなかに点在するまとまりのあるみどりであり、ヒートアイランド等の現象緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集いレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担います。

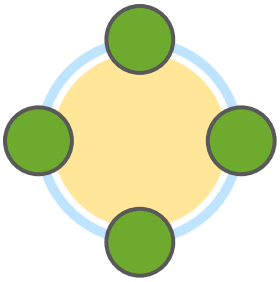

・主に市・大学等が取り組みを推進し、市民・事業者が取り組みを支えます。

・規模や特性によって以下を拠点に区分します。

●広域交流拠点

・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学等を位置づけます。

●身近な交流拠点

・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公共施設を位置づけます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
広域交流拠点		・都立小金井公園、都立武蔵野公園、都立野川公園 ・都立多摩霊園 ・東京学芸大学、東京農工大学、法政大学	・景観、環境保全、湧水保全、生物多様性保全、防災と複数機能を発揮できるみどりを維持します。 ・広域避難場所としての活用・整備を行います。（都立公園・大学）
身近な交流拠点	公園・緑地	・都市公園（市管理・国管理・住宅供給公社管理） ・特別緑地保全地区 ・公共緑地	・レクリエーション機能を充実し、市民活動の場としての活用を促進します。 ・市民の憩いの場としてうるおいや安全性を感じられるみどりを創出・管理します。
	学校・公共施設	・小学校・中学校・高等学校 ・市庁舎等	・一時避難場所や避難所として、災害時のオープンスペースの確保、防災機能の充実、延焼防止等みどりの維持管理。安全に配慮したみどりを育成します。

くらしのエリア

・くらしのエリアは、みどりの拠点と軸の間に広がる住宅や事業所が立地する場所で、屋敷林、小規模な緑地、庭木やプランター、農地等のみどりが存在する場所です。

・これらの区域は市民等が所有するみどりが多いため、恒久的にみどりの量を確保すること難しい状況ですが、生け垣やプランター等を用いた視覚的に楽しめるみどりの創出や、安全・安心な環境づくりのためのみどりの維持管理を推進します。

・主に市民・事業者が取り組みを推進し、市が取り組みを支えます。

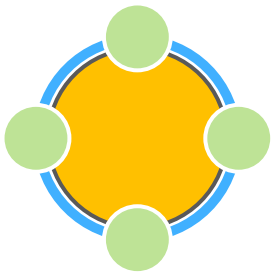

区分	対象	特性に合わせた管理方針
住居地 のみどり	・児童遊園・子供広場 ・農地 ・屋敷林 ・社寺林 ・庭 ・接道緑化（生け垣・プランター）	・区域の公園や街路樹、屋敷林、農地等のみどりについて、生活の安全や安心を感じられるよう、植栽する樹種の選定や適正なみどりの維持管理を推進します。 ・住宅の庭や、生け垣やプランター等による季節を感じられるみどりの創出を推進します。
商業地・工業地 のみどり	・公開空地・提供公園 ・壁面緑化 ・接道緑化（生け垣・プランター）	・店舗軒先や道路際を活用したプランターや壁面緑化等僅かなスペースを活用した緑化を推進し、歩いて楽しめるまちなみの形成を推進します。 ・官民連携により人の出入りが多い駅前のみどりを増やし、小金井市の顔となり立ち寄りたくなるみどりの景観形成を推進します。

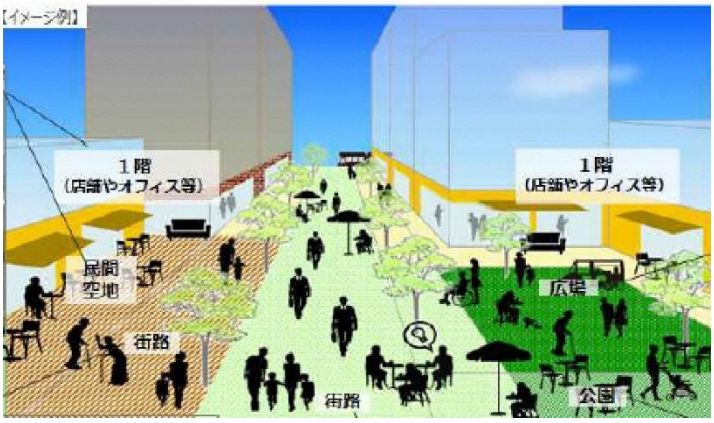

【参考図】
商業地・工業地のみどりイメージ
・歩行者の目線(アイレベル)に着目し、街路・公園等の既存ストック(公共空間)を最大限活用した賑わい空間を創出

「居心地がよく歩きたくなるまちなか」イメージ図
出典）国土交通省（「まちなかウォーカブル推進プログラム」）

みどりのまちづくり方針図(素案)

4　都市公園の整備及び管理の方針

5　生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項

6　特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

7　緑化重点地区の施策

・緑化重点地区＝市域全域（現行計画どおり）
　具体的な施策内容として地域別計画を作成

第４章　計画の基本事項

１　みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第４条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「緑地の保全や緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項に関して、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画です。

２　計画策定の趣旨

改訂前計画は、平成２２年度に１０年後の平成３２年（令和２年）を目標年次として策定したものです。

その後、平成２９年５月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、都市公園の再生・活性化、民間による緑地、広場の創出と運営移管する新たな制度が創設されました。また、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の管理の方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目が追加され、社会情勢は現計画を策定した当時から大きく変化しています。

社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的なみどりの保全・創出・活用を推進する観点から、緑を取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して新たに計画を策定し、今後１０年間に小金井市がみどりに関する施策を実施するための基本計画を策定します。

本計画は、みどりが有する多様な機能（良好な景観形成、気温上昇の抑制、生物の生息・生育の場の提供等）の活用により得られる効果（地域課題の解決や生活の質の向上等）に着目し、「持続可能で魅力あるまちづくり」を進めるため「グリーンインフラ」を導入する取り組みを推進していきます。

また、本計画を進めていくことは、２０１５年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標ＳＤＧｓ」の達成に向けた取組にもつながるものです。本計画と関連性の高い目標とし、「目標１５：陸の豊かさも守ろう」が挙げられます。

3　計画の期間・計画のフレーム

本計画の期間は、上位計画である第５次小金井市基本構想の計画期間を踏まえ、令和３年度から令和１２年度までの１０年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標等について、必要に応じて見直しを行います。

計画のフレーム

■計画対象区域

市全域を計画対象区域とします。（1,130ha）：全域が市街化区域

■人口

人口は今後も増加する傾向にありますが、10 年以内には減少に転じます。

年	令和２年（２０２０年）	令和１２年（２０３０年）
人口	１１９，３２１人※1	１１８，９５３人※2

※１　住民基本台帳人口(日本人のみ)外国人を含む人口は 122,306 人

※２　小金井市人口ビジョン(平成 28 年３月)パターンＣ：第４次基本構想・後期基本計画における人口推計より

4　計画の位置づけ

みどりの基本計画は、本市の最上位計画である「第５次小金井市基本構想・前期基本計画」に即し、「小金井市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、「第３次小金井市環境基本計画」や「小金井市人口ビジョン・小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画と調和・連携を図り、広域的な視点とし、関係法令、国の施策及び東京都の関連計画を踏まえて策定するものです。

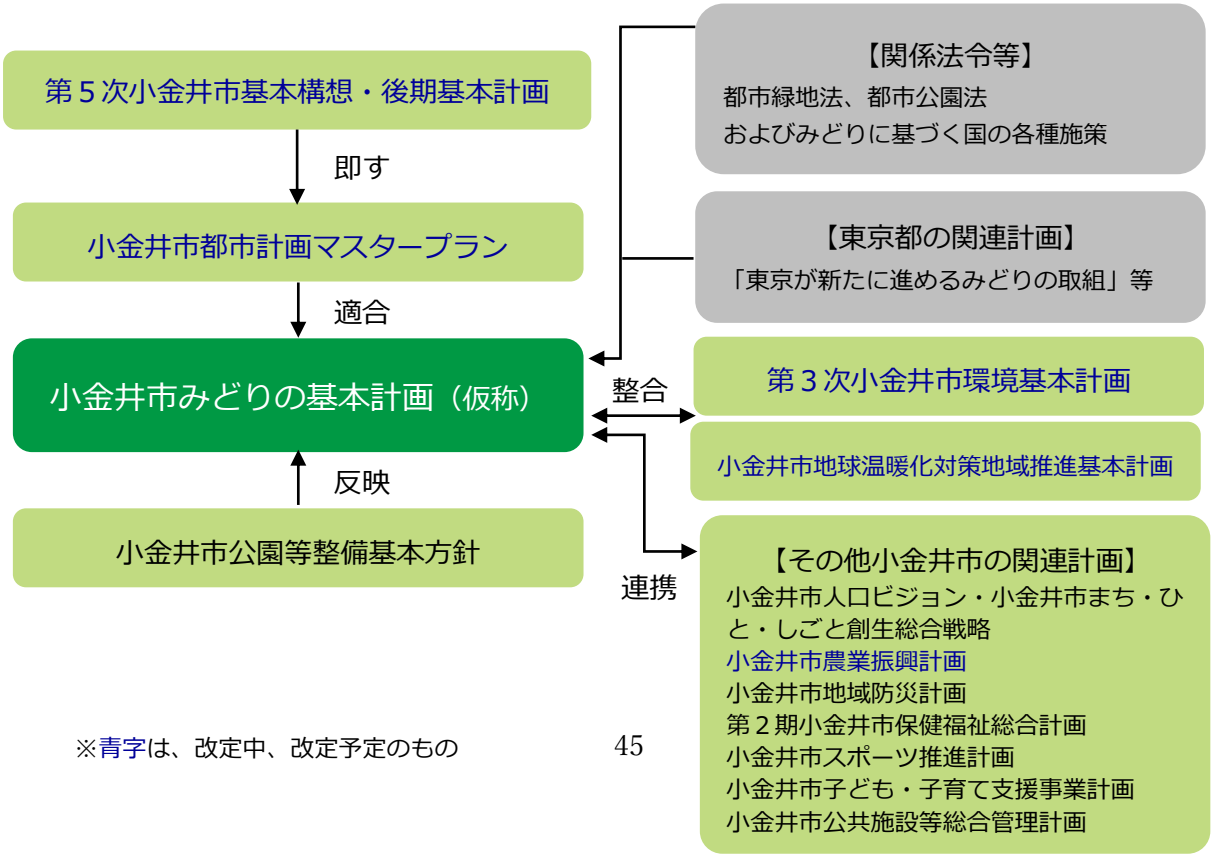

※青字は、改定中、改定予定のもの

5　計画の対象

本計画では「みどり」を対象としています。

本計画において、「みどり」、「緑地」は以下のように定め、使用しています。

●みどり：樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。

●緑地　：「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独もしくは一体となって、またはこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」（都市緑地法第３条第１項）としています。

改訂前計画では、「緑の基本計画の策定の手引き（東京都）」に示された考え方で策定しましたが、本計画では、「緑の基本計画ハンドブック（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）」に示されている緑地分類（図１－４）に基づきました。

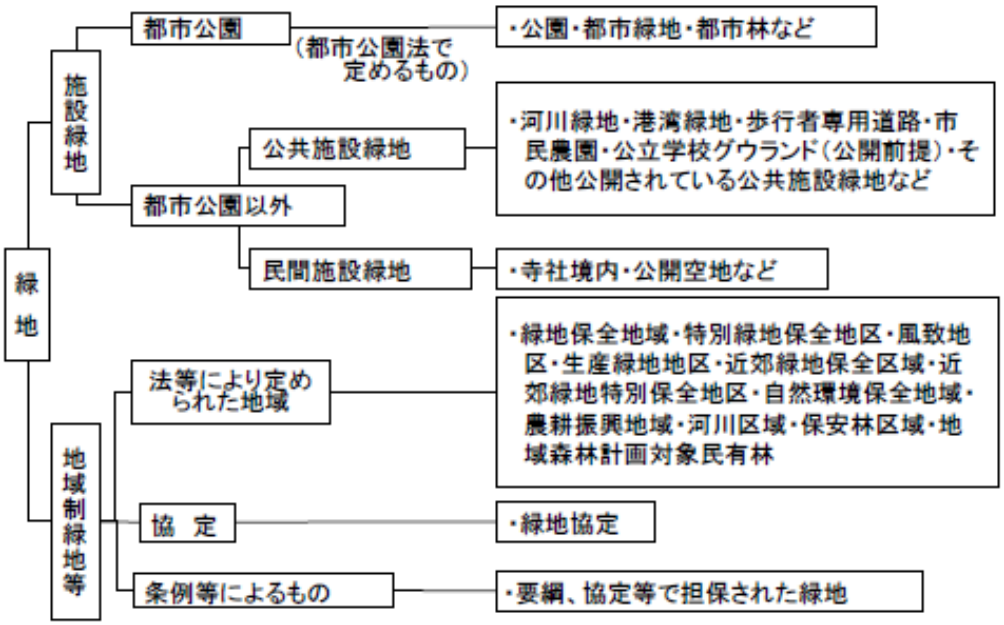

図１－４　緑の基本計画の緑地分類

6　計画の推進体制

資料編

（以下の情報を掲載）
緑地現況図
施策一覧
計画検討経緯＋委員会委員・開催日時一覧
用語集